

平成31年度「つながる秋田！」地域協働推進事業募集要領

第1 総則

「つながる秋田！」地域協働推進事業に係る公募については、この要領の定めるところによる。

第2 趣旨

多様な主体の連携・協働による実践事業を推進し、諸課題の解決や地域の活性化につながる体制づくりを拓げるとともに、県民の発想による地域特性を活かした協働の取組を公募で募集し、その必要経費を補助する。

第3 募集の対象者

応募の対象となる実施主体は、多様な担い手が連携して自らの地域の課題解決にあたる仕組みを構築し、協働による取組を進める協議体（以下「協議体」という。）とする。

なお、協議体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 代表が定められていること。
- (2) NPO等、市町村が構成員に含まれていること（3団体以上の多様な主体の連携による協働事業であること。但し、秋田県との包括連携協定企業を構成員に含む場合は市町村の参画は任意とする）。
- (3) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次の事項を定めた協議体の規約その他の規定が作成されていること。
 - ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - イ 協議体の意思決定方法
 - ウ 協議体を解散した場合の地位の継承者
 - エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
 - オ アからエまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項
- (4) 規約その他の規定に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- 2 本事業は、新たな協働の取組を推進し、その体制づくりを拓げることが目的であることから、新しい公共支援事業において立ち上げ、補助を受けた協議体は、本事業に係る応募を行うことができない。

第4 募集事業の内容

応募対象となる事業（以下「事業」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 実施要領第4に定めるプロジェクトテーマ例に沿った提言書として提出され、かつ協働事業が地域の諸課題解決のための手法であることを明確にした内容と認められること。
- (2) 地域課題の解決に向けた先進的な取組であり、他地域のモデルとなる協働実践事業であると見込まれること。

(3) 本事業終了後も、協働の取組を継続できる体制整備が見込まれるもの。

第5 募集の制限

他の県補助事業、交付金制度の助成対象となるもの等、直接・間接に県費が含まれている事業は、本事業に係る応募を行うことができない。

第6 補助対象期間

協働実践事業を普及させるため、取組の実施期間は3年をめどとするが、本事業の補助対象期間は原則として補助金交付決定日から当該年度の3月31日までとする。ただし、次年度以降も本事業が継続される場合には、補助対象としての継続も可能とする。

第7 補助率及び補助限度額

本事業の採択を受けた今年度分の取組については補助率を10分の10、上限を100万円とし、予算の範囲内にて交付する。

ただし、次年度以降も本事業が継続される場合には、補助率及び補助上限額を逡減する。

第8 補助対象経費

補助の対象となる経費は、人件費（関係行政機関の職員に係る恒常的人件費を除く。）、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費及び県が必要と認めたその他の経費とする。

- 2 各構成団体を運営するための経常的な経費については、補助の対象から除くものとする。
- 3 費用は、対象経費を全額充当できるが、施設等の整備及び設備備品購入にかかる費用は、真に必要不可欠で、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限り、2分の1以内を充当できる。

第9 採択事業件数

採択する協働実践事業は、1件程度とする。ただし、予算枠によって補助金の額を調整する場合がある。

第10 応募の方法

応募する協議体は、次の書類を添付のうえ、公募期間内に応募すること。

- (1) 応募書（様式第1号）
- (2) 提言書（様式第2号）
- (3) 協議体の規約その他の規程（実施要領第2関係）
- (4) その他、事業の取組内容が分かる参考資料等

第11 公募期間

公募期間は、令和元年6月4日（火）から令和元年7月2日（火）までとする。

ただし、採択事業件数に応じて再度募集する場合がある。その場合の受付は随時行うこととするが、審査の結果採択された団体の補助金の額の合計が予算枠に達した時点で、募集を締め切るものとする。

第12 応募書類の提出先等

応募書類の提出先、提出方法、提出部数、提出に当たっての注意事項は次のとおりとする。

(1) 提出先

秋田県あきた未来創造部 地域づくり推進課 地域協働推進班
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

(2) 提出方法

郵便又は持参

(3) 提出部数

1部

(4) 提出に当たっての注意事項

- ①郵送の場合は、受取の手違いを避けるため、提出先へ到着しているか確認すること。
- ②持参の場合は、公募期間内の午前8時30分から午後5時15分まで提出すること。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
- ③応募書類は、公募締切前であれば変更や取り下げることができる。
- ④応募書類の作成及び提出に係る費用は、応募する協議体の負担とする。

第13 選定方法等

(1) 選考方法

県が設置する審査会において、応募書類の内容を総合的に審査し、採択の可否を決定する。審査会は応募した協議体の代表者等に対し、応募内容の説明を求める。また、応募状況に応じて、書類選考による1次審査を行う場合がある。

なお、応募内容について、県は必要に応じ、応募する協議体への直接面談や現地調査等を実施することができる。

(2) 審査

審査は、別に定める審査要領に基づいて行う。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、後日文書にて応募した協議体に通知する。

(4) 採択事業の公表

採択となった事業については、協議体の名称及びその構成員、事業名称、協働実践事業の内容等を県のホームページ等で公表する。

第14 問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部 地域づくり推進課 地域協働推進班
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁舎 5階）
電話 018-860-1245
FAX 018-860-3875
メール chiiki@pref.akita.lg.jp

(様式第1号)

平成 年 月 日

「つながる秋田！」地域協働推進事業補助金交付にかかる応募書

秋田県知事 佐竹 敬久 宛

協議体名：

「つながる秋田！」地域協働推進事業補助金の交付を受けたいので応募します。

【添付資料】

- 提言書（様式第2号）
- 協議体の規約その他の規程
- その他（事業の取組内容が分かる参考資料等）

担当者（所属）	
（氏名）	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(様式第2号)

「つながる秋田！」地域協働推進事業 提言書

※様式の枠内に入りきらない場合は、適宜欄を広げて記載しても結構ですし、別紙としても結構です。

取組の事業名 (具体的内容が分かる取組名を記載)	
プロジェクト テーマ	(該当するものにチェック) <input type="checkbox"/> (1) 多世代協働による地域コミュニティの再生 <input type="checkbox"/> (2) 高齢者の生活課題への対応の仕組みづくり <input type="checkbox"/> (3) 女性の地域活動への参画と子育て環境の充実 <input type="checkbox"/> (4) 医療・介護分野と地域活性化の連携 <input type="checkbox"/> (5) 教育立県への取組 <input type="checkbox"/> (6) シニア世代のノウハウを活かした地域課題の解決 <input type="checkbox"/> (7) その他、地域の現状と課題を的確にとらえた提言 【具体的な内容を記載】 ()
協議体の名称	
協議体の構成員	団体
①代表者(組織) (氏名)	
②他の構成員 (協働する団体 全てを記載)	NPO等： 企業等： 行政：
主たる事務所の 所在地	
取組の目的 及び概要 (地域の現状と 課題を明確に記載)	
主たる活動範囲	

協議体の構成図
(各構成員の役割
を明確に記載)

<p>活動計画及び 必要経費</p> <p>※必要経費は、年度ごとの活動計画に沿って適切に計上すること</p> <p>※必要経費は、募集要領第8に掲げる補助対象経費毎に記載のこと</p> <p>※事業計画は3年以内とすること</p> <p>※次年度以降は、自己負担分の資金計画も想定して記載すること</p> <p>目指す効果、期待される成果</p>	
<p>仕組み(多様な参加者の関与等)のイメージ</p>	
<p>取組の新規性 ・先進性</p>	
<p>「協働」の 継続性・発展性 (普及性)</p>	

<p>その他、取組事業の優れている点 (アピール)</p>	<p>※提言書に記載した内容以外にアピールしたい点があれば、記載してください。 また、関連資料があれば添付してください。</p>
<p>他の県補助事業、交付金制度の助成対象となるものの有無 (県費含むもの)</p>	<p>有 ・ 無 (いずれかに○を記載) 〔有の場合〕 (事業名、事業内容及び補助金額等を記載)</p>